

図書館情報メディア系紀要論文投稿及び著作権の取扱いに関する要領

平成 24 年 3 月 21 日

図書館情報メディア系運営委員会

改正 平成 27 年 5 月 20 日

改正 令和元年 6 月 19 日

1 目的

この要領は、図書館情報メディア系紀要内規第 14 項に基づき、紀要の投稿に関し、必要な事項及び採録論文の著作権等を定めることを目的とする。

2 論文の書き方

(1) 論文のカテゴリ

(a) 原著論文

(b) 研究ノート（研究上の速報又は提案）

(2) 論文の長さは、原則として、1 件につき 400 字詰原稿用紙に換算して 15 枚から 70 枚までの範囲とし、図、表等もこれに含める。その範囲を超える場合は、図書館情報メディア研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）の了解を得るものとする。

(3) 論文の言語は、和文又は欧文（欧文は原則として英文）とする。

(4) 見出しは、原則として、次に掲げるポイントシステムとする。

（章） 1. 2. 3.

（節） 1.1 2.1 3.1

1.1.1 2.1.1 3.1.1

(5) 図、表等には、番号（図 1、表 1...）及びタイトル等を付けること。

(6) 投稿論文の原稿は、原則として、A4 判用紙に適当な行間隔をあけて印字したものとする。

3 論文の構成等

論文の構成は、次のとおりとする。

(1) 表題（和文及び英文）

(2) 著者名（和文及び英文）

(3) 所属機関名（和文及び英文）

(4) 抄録（和文及び英文：和文 500 字、英文 200 語程度）

(5) 本文

(6) 注・参考文献等（引用文献は、原則として、科学技術情報流通技術基準：参考文献の書き方（SIST 02）に準ずること。）

4 投稿と査読

(1) 投稿論文は、編集委員会に提出する。

(2) 査読は、編集委員会が原則として系の教員 2 名以上に依頼する。系の教員に適任者がいない場合には、図書館情報メディア系以外の教員又は学外者に査読を依頼することができる。

(3) 投稿論文の査読の過程で、編集委員会から著者に照会を行うことがあるが、著者はそれに対応するものとする。

(4) 論旨・書き方などが至って不十分であったり、誤字脱字などが著しく多いために、内容の把握が困難な場合には、内容に立ち入らず、不採録とする場合がある。

5 採録論文の提出

採録論文の著者は、出版のため、原則として採録論文の電子的版下を提出するものとする。版下の様式は別途定める。なお、編集委員会から版下の修正を依頼することがある。

6 校正

(1) 原則として、初校のみ著者に校正を依頼するものとする。

(2) 校正の際に原文を変更することは認めない。

7 著作権等について

(1) 採録論文の内容は著者が責任を負うものとし、第4項第3号によって書き直しを行った場合も同様とする。

(2) 採録論文の著作権は著者に属するが、編集委員会は著者から個別に同意又は許諾を得ることなく、その頒布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができるものとする。

8 その他

編集委員会は、印刷時に、採録論文の文末に論文受付年月日及び採録決定年月日を括弧書きで挿入する。

附 記

1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。

2 図書館情報メディア研究科紀要論文投稿及び著作権の取扱いに関する要領〔図書館情報学系教員会議制定（平成15年3月14日）〕は、廃止する。

附 記

この要領は、平成27年5月20日から実施する。

附 記

この要領は、令和元年6月19日から実施する。